

ロシア連邦政府

決定

2026年7月15日付第888号

モスクワ

ロシア連邦大統領のいくつかの決定を実現するための諸措置について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 部外秘。
2. 部外秘。
3. 部外秘。
4. 部外秘。

5. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 11、掲載番号1689；No. 14、掲載番号2260；No. 16、掲載番号2669；No. 24、掲載番号4056；No. 30、掲載番号5638；No. 39、掲載番号6625；No. 46、掲載番号8001；No. 52、掲載番号9647；2023、No. 13、掲載番号2267；No. 27、掲載番号4997；No. 43、掲載番号7694；2024、No. 4、掲載番号525；No. 16、掲載番号2241；No. 23、掲載番号3201；No. 31、掲載番号4644；No. 52、掲載番号8318、8319；2025、No. 21、掲載番号2668；2026、No. 14、掲載番号1756）によって承認された「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」に加えられる、ここに添付する変更を承認する。

6. 「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」に加えられる、2024年5月20日付ロシア連邦政府決定第725号「2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号の改正について」（ロシア連邦法令集、2024、No. 23、掲載番号3201）によって承認された変更の第6項（第13項の9にかかわる部分）を失効したものとみなす。

7. 本決定はそれが公布された日を以て発効し、2029年4月30日まで（同日を含む）まで有効となる。

8. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（本決定による改訂版）によって承認された「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個

別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」第1項の「rの2」号および「s-2」号、第2項の2-2、第2項の3-2、第2項の4-2、第5項の第41段落および第42段落、第13項の4-2、第13の項7-2、第13項の8-2、第13項の9-1は、2029年4月30日まで（同日を含む）まで有効となる。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」に加えられる

変更

1. 第1項:

- a) 以下を内容とする「rの2」号を追加する: 「rの2) 部外秘。」;
 - b) 以下を内容とする「sの2」号を追加する: 「sの2) 部外秘。」
2. 以下を内容とする第2項の2-2を追加する: 「2の2-2. 部外秘。」。
3. 以下を内容とする第2項の3-2を追加する: 「2の3-2. 部外秘。」。
4. 以下を内容とする第2項の4-2を追加する: 「2の4-2. 部外秘。」。
5. 内容とする第5項に以下を内容とする2段落を追加する:
「部外秘。
部外秘。」。
6. 以下を内容とする第13項の4-2を追加する: 「13の4-2. 部外秘。」。
7. 以下を内容とする第13項の7-2を追加する: 「13の7-2. 部外秘。」。
8. 以下を内容とする第13項の8-2を追加する: 「13の8-2. 部外秘。」。
9. 第13項の9を失効したものとみなす。
10. 以下を内容とする第13項の9-1を追加する: 「13の9-1. 部外秘。」。